

## 銚田市不妊治療費助成金を申請する方へ

銚田市では、特定不妊治療を受けた方に治療費の一部を助成いたします。  
平成30年度からは、助成内容に変更があります。  
必要な書類の詳細等についてご案内しますので、申請前に必ず銚田市健康増進課へご相談ください。

- \* 茨城県不妊治療費助成事業の対象となる方は、県助成を受けてからの申請になります。
- \* 茨城県不妊治療費助成事業については銚田保健所（33-2158）へお問合せください。

### ✦ 助成内容

- ① 特定不妊治療 1 回につき8万円を限度に助成
- ② ①のほか男性不妊治療を行った場合は8万円を限度に助成
  - \* 県の助成を受けた場合は、対象となる治療費から茨城県不妊治療費助成事業での支給決定額を除いた額が助成対象となります。
  - \* 助成回数制限は廃止しました。

### ✦ 対象となる治療

体外受精，顕微授精（保険適用外の特定不妊治療）及び男性不妊治療

### ✦ 対象となる方（以下のすべての条件をみたしていること）

- ① 法律上の婚姻をしていること。
- ② 夫婦のいずれか一方が治療終了日に銚田市に住所を有していること。
- ③ 特定不妊治療以外に妊娠が望めないと医師が診断していること。
- ④ 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満であること。
  - \* 「所得」の計算例  
給与所得のみの場合：源泉徴収票の給与所得控除後の金額－8万円－控除額  
事業所得のみの場合：（事業収入－必要経費）－8万円－控除額
  - \* 「控除額」は、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦（夫）控除額、勤労学生控除額の合計額
- ⑤ 申請日において市税に滞納がないこと。

### ✦ 申請場所 銚田市健康増進課（銚田保健センター内）

### ✦ 申請期間 治療が終了した日から60日以内（県助成制度該当者は交付決定後すみやかに）、ただし治療が終了した日の属する年度末（3/31）まで

- \* 2月または3月に治療が終了した等、やむを得ない事情で年度末までに申請が出来ないと見込まれる場合は、必ず銚田市健康増進課までご連絡をお願いします。

## 申請に必要な書類

\*詳しくは健康増進課までお問合せください

申請書類	県補助金該当者	県補助金非該当者
① 鉾田市不妊治療費助成金交付申請書	●	●
② 県補助金交付決定及び額の確定通知書（写）	●	
③ 茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書（写）	●	
④ 鉾田市不妊治療費助成事業受診等証明書		●
⑤ 医療機関等発行の領収書（原本）	●	●
⑥ ご夫婦の納税証明書 ※申請日に市税等に滞納がないことが確認できるもの。（現年度または前年度分、もしくはその両方） ※課税がない方も、収納がない証明として住民税課税証明書または住民税非課税証明書が必要です。	●	●
⑦ ご夫婦の住民票（続柄の記載されたもの） ※申請日現在で発行後1ヶ月以内のもの。 ※住民票で続柄が確認できない場合は戸籍謄（抄）本が必要な場合があります。	● 県の申請から1ヶ月以内であればコピー可	●
⑧ ご夫婦の住民税課税（非課税）証明書 ※控除の記載のある、最新のもの。		●

ご本人以外が申請する場合は、ご夫婦であっても委任状が必要です。

- ◆ ①④は鉾田市健康増進課（鉾田保健センター）の窓口にあります。
- ◆ ③については、県助成金申請時に忘れずにコピーをとっておいてください。
- ◆ ⑤は必ず領収書の原本をお持ちください（返却ご希望の方は、原本のコピーも併せてお持ちください）。領収書で金額の明細が確認できない場合は、医療機関等発行の明細書も添付してください。
- ◆ ⑥⑧は税務課で取得してください。⑥はご本人以外が申請する場合、ご夫婦であっても委任状が必要です。
- ◆ 年度内に2回目以降の申請をするときは、書類の省略ができる場合があります。
- ◆ 窓口においてになる場合は、関係書類のほか、代表申請者の印鑑（朱肉を使うもの）と振込先口座（支店名や口座番号など）がわかるものを持参してください。

### ご相談・お問い合わせ

鉾田市健康増進課 保健予防係  
（鉾田保健センター内）

〒311-1517

鉾田市鉾田1443番地

☎ 0291-33-3691